

令和3年 第2回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和3年 2月 8日（月）

午前 10:00～10:40

開催場所：鳥羽市役所 3階 第3委員会室

議 事

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議事録署名人の指名 （議事録署名人の指名 小池委員・斎藤委員）
4. 議 事
 - 第1号議案
利用権設定
 - 第2号議案
農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
 - 第3号議案
農地法第3条の規定による許可申請書の承認について
5. 報 告 事 項
6. そ の 他
7. 閉 会

※出席委員 12名

斎藤 又五郎	佐々木 修	成瀬 きぬ代	竹内 和雄
木田 三男	前川 茂	下村 一登	河邑 源一郎
山本 隆	小池 日出美	上村 達男	植村 菊郎

※農地利用最適化推進委員 3名

上村 昌芳	中村 益己	樋尾 修
-------	-------	------

※欠席推進委員 2名

小林 安太郎	木下 智博
--------	-------

※事務局

局長 榎 高広	次長 吉川 久寿男	書記 田畑 良樹
事務係 完甘 球子	会計年度任用職員 寺尾 勝治	小久保 怜美

件名	第1号議案 利用権設定
補足説明	(委員5) 継続案件の為、問題ないと思います。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認 (全員賛成)

件名	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員7) 以前は道路から2～3m下に位置していた記憶があります。いつの間にか土が埋めてあり、一部コンクリートで固めてあるような状況で、いつごろ埋めたのか近所の人に聞いたがはっきりせず、無断転用されたのかなと考えられます。また、現況は平地の状態宅地にはならないが雑種地にはなるといいます。原状回復は難しいと考えられます。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認 (全員賛成)

件名	第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員3) 譲渡人の亡夫は約15年前に体調を悪くし、そこから田を荒らしている状態です。譲受人は公務員で子供も3人います。農業に大変高い関心があり、休日はほとんど田や畑、山の管理に出かけているそうです。草刈りや木の伐採もしており、その木は薪風呂に使用しているそうです。公務員ではありますが、前々から定年退職したら夫婦で楽しみながら農業をしようと言っておりました。また、次男が近くに住んでいることもあり後を継ぐということで、後継者も決めておられました。譲受人と譲渡人は本家と分家の関係です。申請地は以前から譲受人が草刈りなどを約15年していたが、ある日農地を分けてもらった方が管理しやすいというような話もあって申請が出てきたと思います。 (委員5) 説明の通りで、問題ないです。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員4) 公務員の人で農地を購入するというのは、書類上問題はないのですか。 (事務局) 土地を購入してはいけないことはないと思います。
議事結果	承認 (全員賛成)